

令和7年度「まなびとゼミ」開設要項

1. 趣 旨

- ◆「学びと出会う場所」を提供し、「自分づくり」を主体的に進める市民を育成します。
- ◆教えたい人が教え、学びたい人が学べる環境を整備するため、ゲストティーチャー登録者が企画・開設する講座について、市が支援します。
- ◆講座経験の少ないゲストティーチャーの活躍の場を増やし、ゲストティーチャー全体のスキルアップを図ります。
- ◆講座終了後、受講生が社会教育団体等（サークル、グループ）を立ち上げるなど、学び続けたいと考える市民を育成します。

2. 例年からの変更点

- ◆前期講座について、講座の初回から終了まで長期間に渡るものは申しづらいという意見を頂戴しております。そのため、参加のしやすさを考慮し、令和6年度までの7回以内から、5回以内に変更します。また開催期間を令和7年6月～10月に変更します。
- ◆前期講座の会場について、過去の開講実績をふまえて、原則瀧上工業雁宿ホールのみとします。

3. 募集講座について

	前期講座	夏いち体験講座
開設数	10講座	10講座
開催期間（日）	令和7年6月～10月	令和7年8月2日（土）
回数	1講座 5回以内	1回
時間	1回90分～120分	午前の部 10：00～12：00 午後の部 13：30～15：30 ※60分～120分
内容	基本的には初心者を対象とした講座（ジャンルは問いません）	①子ども（高校生以下）を対象とした講座（令和6年度実施例：夏休みの習字作品を書こう！！） ②親子を対象とした講座（令和6年度実施例：楽しく体を動かそう！バランスボール教室（親子参加）） ※大人のみで参加する講座は不可とします。
会場	瀧上工業雁宿ホール ※地区公民館をご希望の場合は、個別に相談してください。	瀧上工業雁宿ホール
受講者募集時期	4月～5月	7月

4. 開設申請書提出締め切り（前期・夏いち共通）

令和7年1月8日（水）生涯学習課必着（Eメール、FAX、または直接生涯学習課へ）
※申請書はホームページからもダウンロードできます。

5. 講座開設の条件及び講座の選考について

- ◆原則ゲストティーチャーに登録をされている方が開設できます。ただし、次のいずれかに該当する場合は講座を開設できません。

○講座が政治、宗教、営利に関わる内容であるとき。

○他の会場で従来から行っている講座であり、新規の受講者が見込まれないとき。

○半田市教育委員会の主催講座として不適当であると認められるとき。

- ◆講座開設の希望が多い場合、事務局にて選考を行い決定します。その際、講師経験の少ない方（同じ講師が3年連続で行った講座以外のもの）や、令和6年度の受講申込状況において人気の高かった内容の講座（体を動かすもの、語学等）、半田市全体で施策として推進する分野の講座（子育て支援、第6次産業等）を優先する場合があります。また、可能な限り同じ時期に類似の内容の講座が重ならないようにさせていただきます。

6. 講座開設までの流れについて

時期	内容	備考
令和7年 1月8日（水）	①講座開設申請書提出	
令和7年1月下旬	②講座選考・選考結果送付	
令和7年 1月下旬～2月中旬	③会場予約、申請書記入、市報・チラシ 掲載原稿作成	講師となる方には、1月下旬～2月下旬を目安に瀧上工業雁宿ホールにご来館いただきます。
3月中旬	④講座、市報原稿内容確認	
4月以降順次 （講座開始までの期間）	⑤受講者募集期間におけるチラシ等の 配布、市報・情報誌等への掲載	以下のタイミングで市報に掲載し、同時にチラシの配布やHP掲載を行います。 ◆前期：市報5月号 ◆夏いち：市報7月号
	⑥受講者決定	生涯学習課にて申込集約、名簿作成を行い、以下の時期を目安に講師に関係書類を送付します。 ◆前期：5月下旬 ◆夏いち：7月下旬
	⑦講師で追加申込・キャンセル等の対応	

7. 講座開設に係る注意事項

（講座当日の運営）

- ◆当日の運営は全て講師で行っていただきます。（会場準備・受講者受付・参加費徴収等）

（受講料の徴収）

- ◆受講者より受講料（教材費は別）を徴収することは可能です。ただし、受講料は、1人1回300円以内とし、初回に全回分の参加費（受講料＋教材費）を徴収してください。また、受講料を徴収する講座の場合は確定申告等が必要となります。

（傷害保険への加入）

- ◆けが等危険を伴う内容の場合は講師の責任のもと傷害保険に加入してください。その場合の保険料は受講者負担とすることは可能です。

（その他）

- ◆半田市教育委員会が主催する講座として、講座内容や市報・チラシの記述等について修正を依頼することがあります。話し合いの結果、修正に応じていただけない場合は、講座の開設をお断りします。